

令和6年度

横浜市省エネ住宅住替え補助制度

申請の手引き

はじめに

横浜市に住み替えたい、定住したいという方へ

- 補助金の申請手続きや受け取りと補助対象世帯への還元は、「住宅事業者等」が行います。補助対象者が直接申請をすることはできません。
- 対象住宅（これから住もうとしている新築住宅や、改修する既存住宅のこと）に住替えた後の、**補助申請はできません。**

住宅事業者の方へ

補助金の交付には、「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」への登録が必要です。予約申請及び本申請は未登録でも受け付けますが、実績報告までには必ず登録されている必要があります。

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度 ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/jigyousyatouroku.html>

申請窓口・問い合わせ

横浜市住宅供給公社 電話 045-451-7830

街づくり事業課

受付時間 9:00～17:00（土日祝除く）

メール eco-house@yokohama-kousya.or.jp

事業主体 横浜市建築局住宅政策課 045-671-2922

目次

はじめに	1
目次.....	3
横浜市省エネ住宅住替え補助制度について	5
1 補助要件	6
2 補助金額	15
3 申請受付期間	17
4 申請手続きの流れ.....	18
5 住宅事業者等及び補助対象世帯へのアンケート・ヒアリング等について.....	37
6 その他の支援	38
7 更新履歴.....	409

横浜市省エネ住宅住替え補助制度について

当補助制度の目的

子育て世帯等が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への住替えに要する費用の一部を補助することで、省エネ性能のより高い住宅の普及及び空家の流通の促進を図りながら、子育て世代の市内転入・定住の促進につなげます。

当補助制度の概要について

- 当補助制度の概要（補助要件や申請手続きの詳細など）については、横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（以下、「要綱」という）及び横浜市省エネ住宅住替え補助金実施要領（以下、「要領」という）に基づくほか、当手引きによるものとします。

本補助制度ウェブサイト：

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/sumikae06.html>

1 補助要件

当補助制度は、以下の全ての項目に該当する必要があります。
各項目を必ずご確認ください、補助要件を満たすことを確認してください。

ア 以下のいずれかの、子育て世帯等であること

平成 18 年 4 月 2 日以降 [※] に出生した子（出生予定の子を含む。）を有する世帯	※すなわち、令和 6 年度において高校 3 年生相当の子	☐
令和 6 年 4 月 1 日時点で夫婦 ^{※1} のいずれかが 49 歳以下 ^{※2} である世帯	※ 1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年 11 月 13 日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者を含む。ただし、婚姻の予約者は実績報告時点で婚姻関係を結んでいること。 ※ 2 昭和 49 年 4 月 2 日以降出生	☐

「住替え予定者」について

共通

当補助制度において、補助対象世帯の構成員のうち、「住替え予定者」を定義しています。

「住替え予定者」が、後述の契約の締結者や対象住宅の所有者にならないと、補助対象とならないため注意が必要です。

平成 18 年 4 月 2 日以降に出生した子を有する世帯	当該子に最も近い世代の構成員 例 1) 18 歳未満の子とその親からなる世帯なら、親が「住替え予定者」となる 例 2) 18 歳未満の子とその親、子の祖父母からなる世帯なら、「住替え予定者」となるのはその親のみとなる（祖父母は「住替え予定者」にならない）
令和 6 年 4 月 1 日時点で夫婦のいずれかが 49 歳以下である世帯	当該夫婦の両方又はそのいずれかのことをいう。 例) 当該夫婦とその親からなる世帯なら、「住替え予定者」となるのは当該夫婦のみとなる（夫婦の親は「住替え予定者」にならない）



イ 次のいずれかの住宅（対象住宅）へこれから住み替えること

- 対象住宅の要件は新築型とリノベ型の2種類あります。
- 予約申請又は本申請のいずれか早い日において、対象住宅に既に住替えている場合は補助対象外です。

対象住宅の要件

	要件	詳細	
新築型	断熱等性能等級 6 又は 7 の省エネ性能を有している住宅	(1) 市内の新築住宅 ^{※1} であること。 (2) 断熱等性能等級 6 又は 7 の省エネ性能を有していること。 (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。	☐
リノベ型	窓など全ての開口部が断熱改修（ZEH レベル以上）されており、新耐震基準に適合している住宅	(1) 市内の既存住宅 ^{※2} であること。 (2) 子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱第 4 第 2 号で規定する開口部の断熱改修のうち、ZEH レベルの省エネ性能に適合するリノベーション工事を実施していること。ただし、既に ZEH レベルの省エネ性能に適合しているものについては、この限りでない。 (3) 耐震性能を確保した建築物であること。	☐

※ 1 新たに建設された住宅で、これまで人の居住の用に供したことがないもの

※ 2 新築住宅以外の住宅

断熱等性能等級について	新築型
日本住宅性能表示基準における断熱等性能等級のこと。 本申請時、以下いずれかの書類で断熱等性能等級 6 又は 7 であることを審査します。 <u>設計住宅性能評価書</u> 評価書に断熱等性能等級 6 又は 7 の表示があること <u>建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書</u> 外皮平均熱貫流率 UA 値が 0.46 以下であること	

ZEH レベルの省エネ性能について	リノベ型
子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱第 4 第 2 号で規定する開口部の断熱改修のうち、ZEH レベルの省エネ性能に適合するリノベーション工事のこと。 改修後の開口部の熱貫流率が、以下に示す一定の基準値以下となる必要があります。 ✓ 対象となる熱貫流率の基準値 戸建住宅 2.3（性能区分コード B）、共同住宅 2.9（性能区分コード C） ✓ 内窓・外窓設置、ガラス交換、ドア交換それぞれの改修方法によって、対象となる熱貫流率の基準値が異なる場合がありますので、必ず「子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱」及び「子育てエコホーム支援事業 交付申請等の要件(交付申請の手引き)」を読み、使用建材が ZEH レベルに該当するのか確認してください。	

全ての開口部の断熱改修について

リノベ型

- リノベ型では、窓など全ての開口部を ZEH レベルに断熱改修する必要がありますが、共同住宅において建物の区分所有等に関する法律第 2 条第 4 項に規定する共用部分に含まれる玄関扉は、改修の対象外となります。ただし、窓については専用部分に内窓設置することが可能なため、ZEH レベル改修が必須となります。
- 対象住宅へリノベーション工事する既存住宅において、既に一部の開口部が ZEH レベルの建材の場合は、当該開口部を除いた全ての開口部を ZEH レベルに断熱改修する必要があります。この場合、既に ZEH レベルの開口部は、使用建材が分かる図面、仕様書、写真、カタログ等において、ZEH レベルであることを確認します。



ウ 次の申請区分別に、各契約締結日が令和 5 年 4 月 1 日以降であること

- 各契約は、住替え予定者が締結している必要があります。
- 引渡しの期限が、令和 7 年 2 月 28 日までを期限とする契約である必要があります。

申請区分

対象住宅の要件	申請区分	詳細	
新築型	注文住宅タイプ	新築型の対象住宅の新築工事のための <u>工事請負契約</u> を、住替え予定者と住宅事業者等が経て行う場合の申請形式	☐
	建売タイプ	新築型の対象住宅の要件を備えた住宅の取得のための <u>売買契約</u> を、住替え予定者と住宅事業者等が経て行う場合の申請形式	☐
リノベ型	既存住宅リノベタイプ	リノベ型の対象住宅にするためのリノベーション工事のための <u>工事請負契約</u> を、住替え予定者と住宅事業者等が経て行う場合の申請形式	☐
	買取再販タイプ	リノベ型の対象住宅の要件を備えた住宅の取得のための <u>売買契約</u> を、住替え予定者と住宅事業者等が経て行う場合の申請形式	☐

予約申請ができるタイミングについて	共通
上記契約が締結されていれば予約申請は可能です。 なお、申請区分によって上記契約締結前での予約申請ができます。	
注文住宅タイプ 及び 既存住宅リノベタイプ	設計に関する仮契約等を住宅事業者等又は設計に関する業務を行う者[※]と締結等していること。 ※ 設計と工事請負事業者が異なる場合は、設計に関する業務を行う者が予約申請することができる
建売タイプ	共同事業者が建築確認通知書（確認済証）を取得していること。
買取再販タイプ	共同事業者が対象住宅に適合させるための工事等の契約等を締結等していること。

エ 対象住宅の所有権は「住替え予定者」が持つこと。令和 7 年 2 月 28 日までに、対象住宅の所有権の保存登記又は移転登記の申請を行うこと

- 対象住宅の所有権は「住替え予定者」が持つ必要があります。
- リノベ型では、相続等により住宅を住替えよりも前に取得（所有権移転）している場合があるため、所有権登記の申請の起点は設けていません。ただし、新築型・リノベ型いずれも、当補助制度への申請前に当該住宅に居住している場合は、令和 6 年度は補助対象外となりますのでご注意ください。

オ 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 2 月 28 日までの間に、補助対象世帯の構成員全員が対象住宅の所在地に転入・転居し、住所を有する者として住民登録の届出を行うこと

- 原則として、補助対象世帯の構成員全員が期限までに転入・転居する必要があります。
- 転入届（市外からの転入）、区間異動届（市内の別の区からの転入）、転居届（同一区内での異動）は、住所を定めた日から 14 日以内に行うこととされています。そのため、転入・転居の日（住所を定めた日）が令和 7 年 2 月 28 日までとなっていれば、届出が 3 月となっても問題ありません。

住民登録に関する例外規定	共通
上記原則については、一部例外規定を設けています。 以下のケースに該当する場合は、申請前に事前に申請窓口（横浜市住宅供給公社）に問い合わせること。	
【「子育て世帯等」が、横浜市内の実家に戻り親と同居するようなケース】 例外ア ● 補助要件アに該当する「子育て世帯等」が、親族が現在住んでいる（住民登録されている）住宅を、建替え（新築型）又は改修（リノベ型）※^{2、3}する。 ● 対象住宅に「子育て世帯等」が転入・転居し、元から同一住所に住んでいた親族と同一世帯※¹を構成する。	※ 1 同一世帯を構成しない（世帯分離する）場合は、例外規定は適用しない ※ 2 補助要件ウに該当する契約は、住替え予定者が締結に含んでいる必要がある ※ 3 所有権を一部有している住宅を建替え、改修する場合は、住替え予定者の所有権割合が増加しなければならない。
【住替え予定者が所有権を有していない、又は一部を有している現在居住している住宅を対象住宅とするケース】 例外イ ● 「子育て世帯等」が、親族の所有する住宅に居住しており、当該住宅を建替え（新築型）又は改修（リノベ型）※^{2、3}する。 ● 当該住宅の所在地に住所を有する者として住民登録が既になされている。	
やむを得ない事情により世帯の構成員の一部又は全員が対象住宅の所在地上に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合	要相談

例外規定の一例

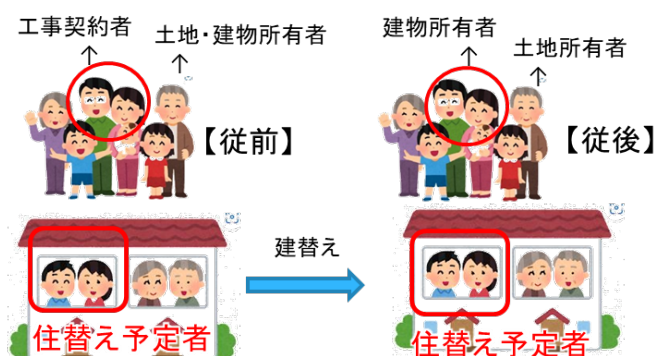
共通

例外ア 子育て世帯等が住替え後に他の世帯と同一の世帯を構成する場合で、従前の子育て世帯等の構成員の全員について、当該対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地の住所に住替え期限までに転居を行い、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出を行う場合



例えば、横浜市内の実家を建替えて同一世帯を形成する場合、実家の親が対象住宅の所在地に住民登録されているので本来は補助対象外ですが、子育て世帯等が転入してくるのであれば、補助対象となります

例外イ 世帯の構成員のうち、住替え予定者が、住替え前からその者の親族の所有する横浜市内の住宅に居住しており、当該住宅の所在地に住所を有する者として住民登録が既になされている場合



子育て世帯等（住替え予定者）が既に対象住宅の所在地に住民登録されているので本来は補助対象外ですが、住替え予定者が建替え前の住宅の所有権を持っておらず、新築のための工事契約を結び、建物の所有権を持つ場合は、補助対象となります。（二世帯住宅か否かは問いません）

カ 市内の自己所有物件からの住替えではないこと

- 市内の自己所有物件（持ち家）からの住替えは対象外となります。

住替え予定者が横浜市外の自己所有物件（持ち家）に住んでいる	対象	☐
住替え予定者が市内の賃貸住宅や社宅等、自己所有ではない物件に住んでいる	対象	☐
住替え予定者が市内の自己所有物件（持ち家）に住んでいる	対象外	☐
住替え予定者は市内の実家等（親族と住替え予定者が共有名義も可）に住んでいるが、別の土地に対象住宅を建てて住替えたい	対象 ※市内の自己所有物件でも、住替え予定者が全所有権ではなく、一部を所有している場合は、対象となる	☐
住替え予定者の夫婦は、市内の夫婦共有名義の自己所有物件（持ち家）に住んでいるが、別の土地に対象住宅を建てて住替えたい	対象外 ※住替える補助対象世帯の構成員同士が共有している場合（例えば、夫婦で共有している物件から、当該夫婦と一緒に住替える場合）は対象外	☐

キ 共同事業者からの申請であること

- 当補助制度は、全ての申請手続きを共同事業者が行います。

共同事業者の要件

横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約を住替え予定者と同意すること	横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約（第4号様式）を、 <u>本申請までに住替え予定者と締結していなければならない。</u>	☐
実績報告までに、よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録されていること	共同事業者は「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者のことをいう。予約申請及び本申請は未登録でも受け付けるが、実績報告までには必ず登録されている必要があるため、登録されていない事業者については、必ず登録申請をすること。 よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度 ウェブサイト https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/jigyousyatouroku.html	☐
省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住替え予定者に情報提供すること	省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住替え予定者に情報提供し、横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約（第4号様式）において住替え予定者が情報提供を受けた旨を市長に申告します。（規約上に申告欄あり） 情報提供の内容は、よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度のリーフレットを用いることができます。	☐

よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度について

共通

- 横浜市では、最高レベルの断熱性能(断熱等性能等級6、7)や気密性能を備えた「健康・省エネ住宅」が当たり前となるような社会を目指しています。そこで、市民の皆様が健康・省エネ住宅の設計・施工者を選択しやすい環境を整えることを目的として、健康・省エネ住宅に関する講習会を受講し、一定の知識や技術を習得した事業者の皆様を登録・公表する「よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度」を実施しています。
- 登録までに、技術講習会の参加や考査に合格する必要があります。令和6年度の申込受付（第1期）は、7月24日までです。登録していない事業者については、必ず受付期間中に技術講習会・考査の申し込みをしてください。

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度 ウェブサイト

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/jigyousyatouroku.html>

ク その他同意・誓約していただくこと

- 補助対象世帯及び共同事業者は、上記補助要件の他以下について同意・誓約の上申請しなくてはなりません。補助要件を含む要綱等に違反することが判明した場合は、補助金の交付決定等できません。また交付決定後に違反することが判明した場合は、要綱第 17 条に基づき交付決定の取消しを行います。

共通	● 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと ● 当補助事業のアンケート調査等に協力しなければいけないこと ● その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号）及び横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱を遵守すること	☐
補助対象世帯	● 横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約を共同事業者と同意すること ● 省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、共同事業者から規約の同意までに情報提供を受けること ● 世帯の構成員のうち要綱第 2 項第 1 号で規定する契約をする者が、補助金の交付を受けてから、10 年間は継続して対象住宅に居住する意思があること ● 世帯の構成員いずれもが過去にこの要綱に基づく補助金の交付又は令和 5 年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和 5 年 3 月建住政第 3436 号）に基づく補助金の交付を受けていないこと ● 世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員ではないこと	☐

2 補助金額

補助金額は本申請の審査を経て決定されます。予約申請額がそのまま補助金の額となるものではないこと、本申請の審査の結果、加算項目の対象とならない場合もあることをご理解の上、申請してください。

(1) 補助金額

最大 150 万円	基礎額	70 万円	【1 補助要件】をすべて満たすこと	☐
	市外加算	30 万円	詳細は(2)加算項目の要件を確認	☐
	再エネ加算	50 万円		☐

(2) 加算項目の要件

市外加算

補助対象世帯であること	【1 補助要件】をすべて満たすこと	☐
住替え予定者又はその子のうちのいずれかが、予約申請日又は本申請日のいずれか早い日において横浜市外に住民登録※ ² されていること	※ 住替え予定者が補助要件ウの各契約時（予約申請が可能な、設計に関する仮契約等も含む）に横浜市内に住民登録されている場合、申請時の住民登録が市外だったとしても、 <u>市外加算は対象外</u>	☐

補助要件ウで規定する契約書上の住所と
申請時の住民登録が異なる場合

共通

補助要件ウで規定する契約書（予約申請が可能な、設計に関する仮契約等も含む）上での住替え予定者の住所が、申請時の住民登録と異なる場合※は、補助対象外や市外加算の対象外となる場合もあるため注意が必要です。

※契約後に仮住まいとして、契約時の住所とは異なる住宅に居住している場合など

補助要件ウで規定する契約書締結時は市外に住民登録されていたが、申請時において、市内の賃貸住宅や、親族の家など自己所有物件ではない住宅に住んでおり、住民登録されている	市外加算は対象外（基礎額は対象）
補助要件ウで規定する契約書締結時は市外に住民登録されていたが、申請時において、市内の自己所有物件（100%住替え予定者が所有）に住んでおり、住民登録されている	補助対象外
補助要件ウで規定する契約書締結時は、市内の賃貸住宅や、親族の家など自己所有物件ではない住宅に住んでおり住民登録されていたが、申請時において市外に住民登録されている	市外加算は対象外（基礎額は対象）

再エネ加算

以下、対象住宅の要件に応じて、加算要件の対象となる設備を備えていること	
新築型	建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）において、『ZEH』の評価・認証を受けた新築住宅であって、次に該当する太陽光発電設備とあわせて蓄電池又はヒートポンプ給湯器を同時に設置する場合
リノベ型	次に該当する3kW以上の発電能力を有する太陽光発電設備を設置する既存住宅であって、あわせて蓄電池又はヒートポンプ給湯器を同時に設置する場合 ※予約申請又は本申請時に既に該当する設備が設置されている場合も含みます

太陽光発電設備	共通
- 敷地内に設置された定置用であること - 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）等からの太陽電池モジュール認証を受けたもの	

蓄電池等	共通
以下のいずれか	
蓄電池	- 敷地内に設置された定置用であること - 一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること
ヒートポンプ給湯器	昼間沸上げ形 自然冷媒CO2ヒートポンプ給湯器であること（いわゆるおひさまエコキュート）

(3) 補助金の額が契約額を下回る場合の取り扱いについて

- 補助要件ウの各契約の金額[※]が、補助金の額を下回る場合は、額の低い方を補助金の額とします。
- また、対象住宅に対し、本補助金以外の国又は地方公共団体を財源とした補助金が交付される場合、補助要件ウの各契約の金額[※]から国等の補助金の額を差し引いた金額が、当補助金の額を下回る場合も、額の低い方を補助金の額とします。

※再エネ加算に係る契約が、補助要件ウの契約とは別契約の場合は、当該契約との合計額。いずれも消費税（地方消費税を含む。）を除いた額とする。

3 申請受付期間

予約申請及び本申請は、いずれも予算上限に達した場合はその時点で申請を締め切ります。

申請受付期間

予約申請	令和6年3月28日から令和6年9月30日まで	
本申請	受付開始	令和6年7月1日
	締切	
	注文住宅タイプ・既存住宅リノベタイプ	令和6年11月30日まで
	建売タイプ・買取再販タイプ	令和6年11月30日まで（予約済みであり、かつ令和7年2月28日までに住替え ^{※1} が可能なものは令和7年1月31日まで）
実績報告	交付決定通知にて個別に設定	
予約内容、交付決定内容の変更 ^{※2} 、又は取下げ	交付決定を受けた内容の変更	【A】令和7年2月28日までの住替えが出来ない、又は出来ない可能性がある場合は、令和6年11月15日まで ^{※3} 【B】A 以外の変更の場合は、変更の事由が判明してから速やかに
	交付決定を受けた内容の取下げ	取下げをする事由が判明してから速やかに

※1 対象住宅の所有権登記、及び対象住宅の所在地に住所を有する者としての補助対象世帯の構成員全ての住民登録の届出

※2 変更内容によっては、交付決定内容の一部又は全部の取消しとなる可能性があります

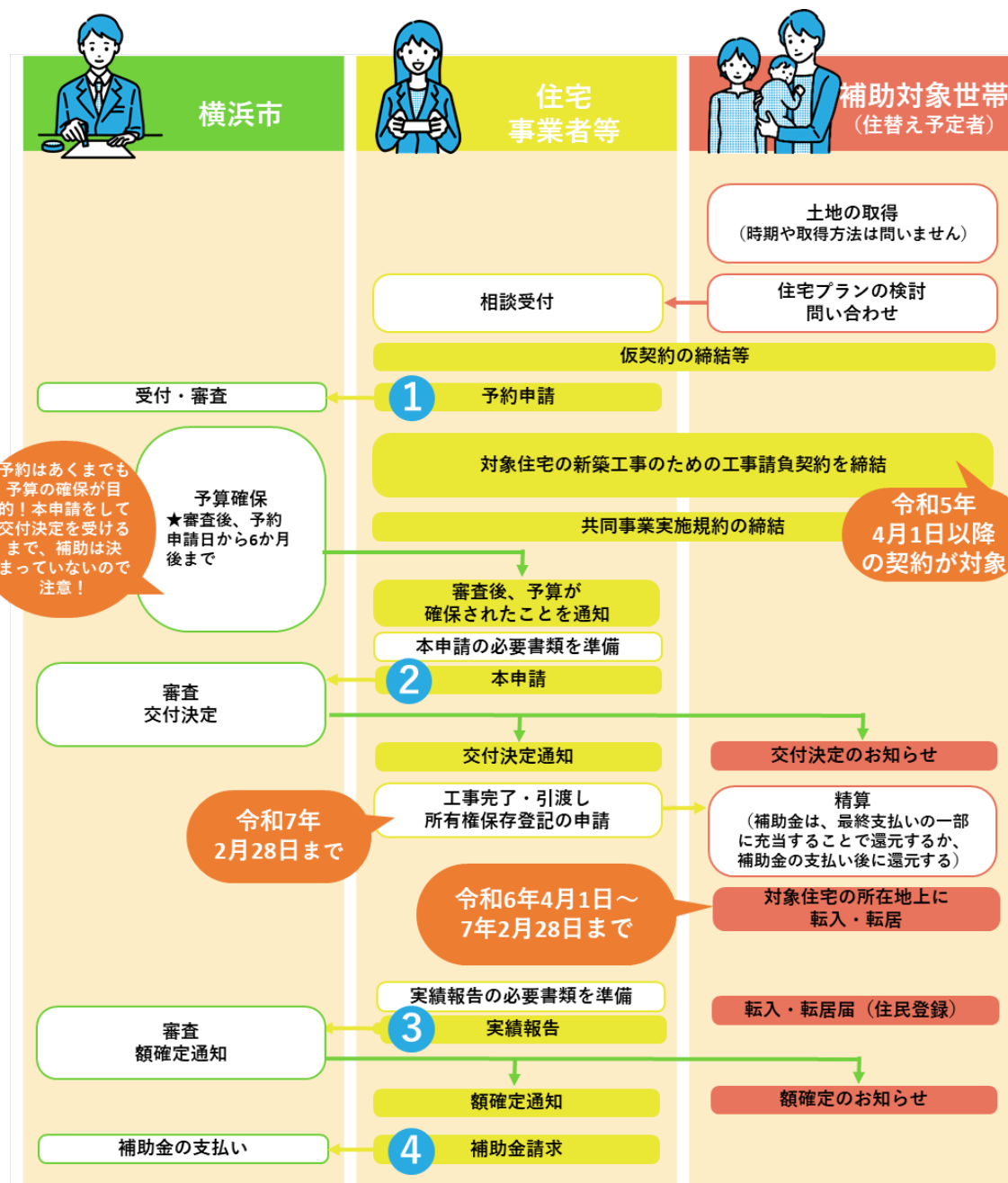
※3 令和6年11月15日以降に、住替え期限までに住替えが出来ないことが判明した場合、令和6年度の補助金としては交付できない可能性があります。補助対象事業の履行遅延が少しでも見込まれる場合は、速やかに横浜市建築局住宅政策課に相談してください。

4 申請手続きの流れ

申請区分によって手続きの流れが異なります。申請フロー例を参考に、不備が無いように申請してください。

(1) 申請フローの一例

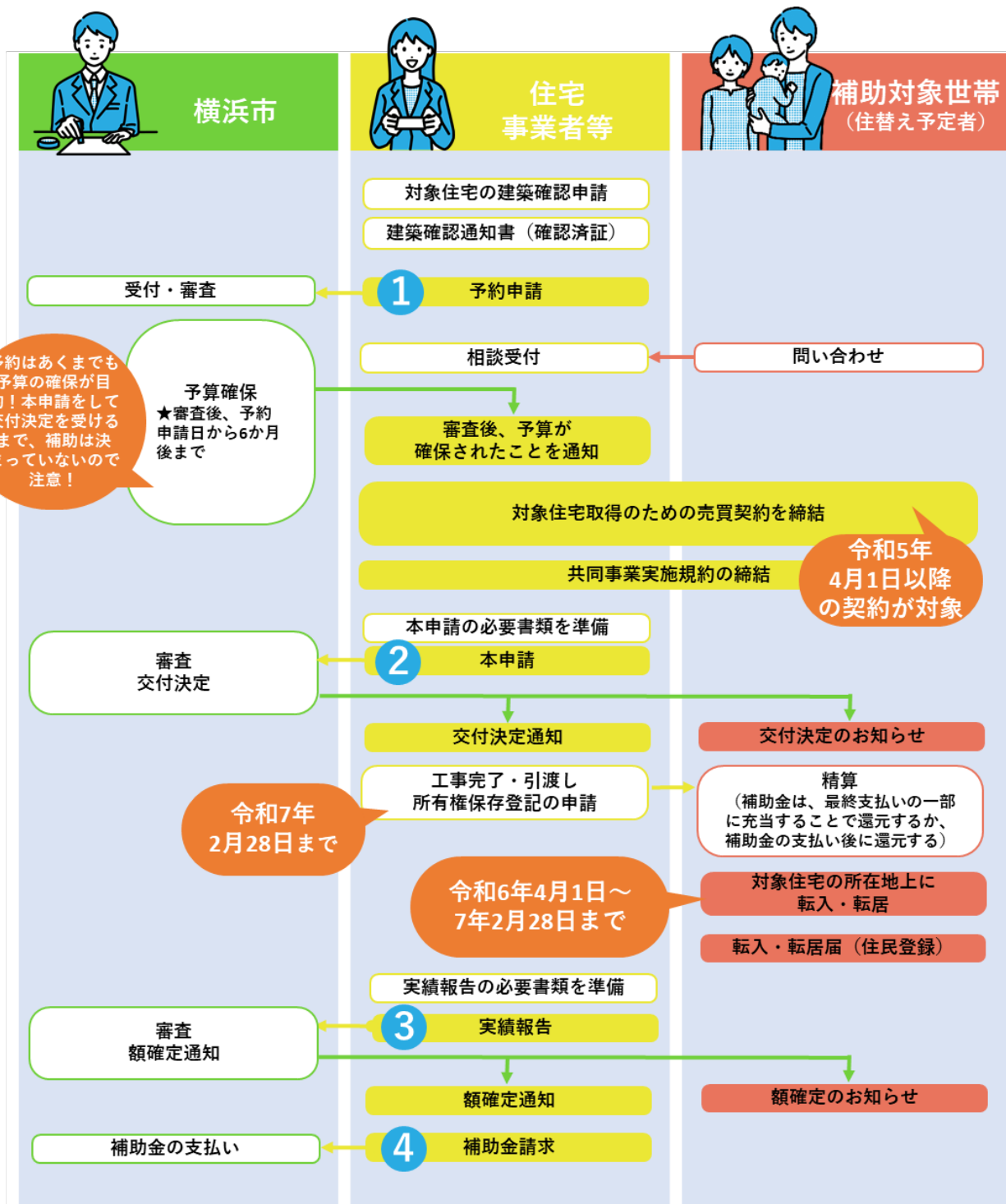
注文住宅タイプ



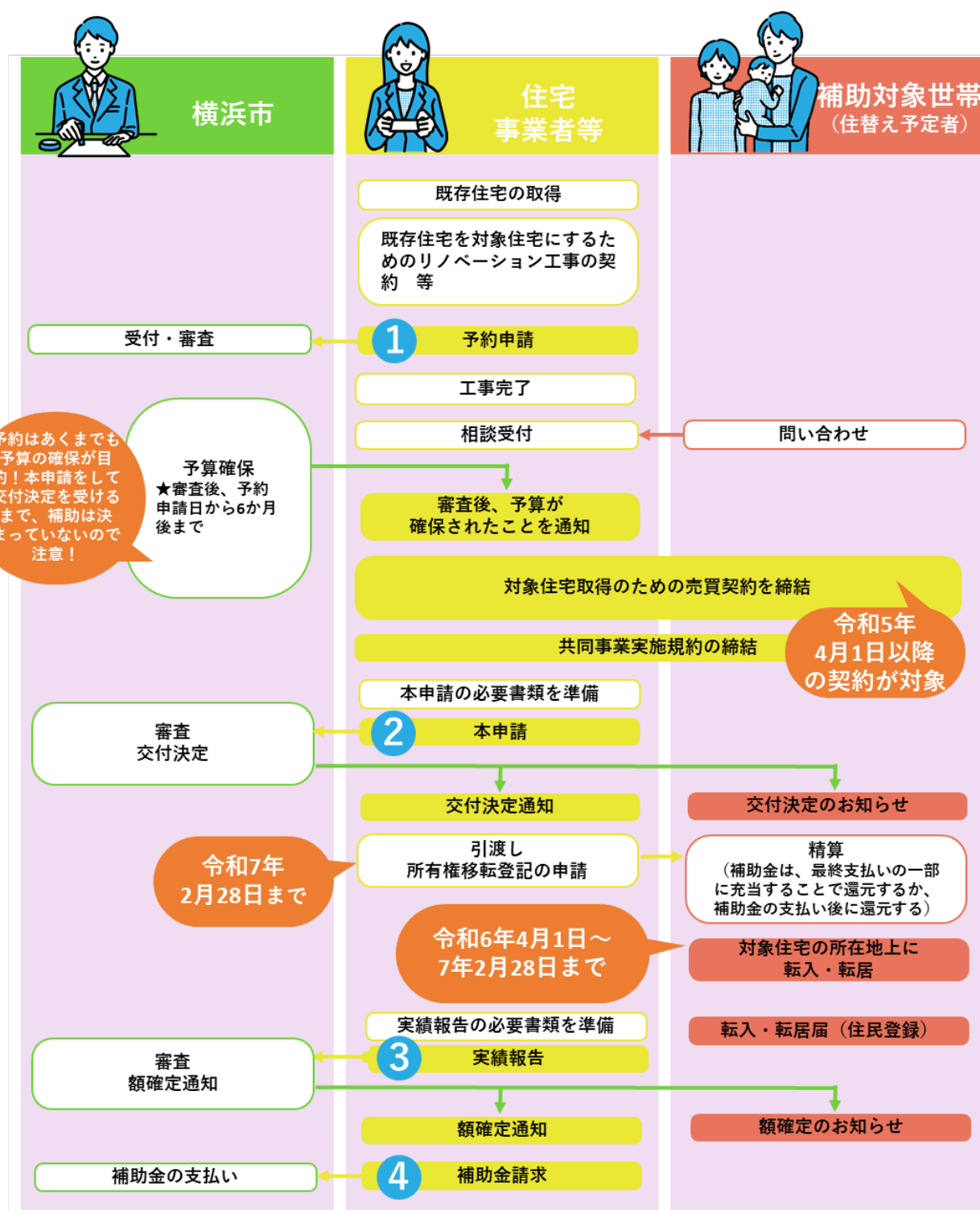
既存住宅リノベタイプ



建売タイプ



買取再販タイプ



(2) 各手続の詳細及び必要書類

- 書類等に不備があった場合、横浜市住宅供給公社から連絡をします。不備書類は、指定の期間内に訂正してください。（書類の不備が訂正されない場合、申請を却下する場合があります）
- 審査の過程で必要が生じた場合は、各手続の必要書類一覧に掲載が無い書類の提出を別途指示しますのでご了承ください。
- 申請に必要な、要綱第4号様式、要領第1号様式～第4号様式については、当補助制度のウェブサイトにて公開しています。適宜ダウンロードしてご準備ください。
- ④補助金請求以外は、全て専用フォームから手続きしてください。申請フォームへは、横浜市の当補助制度ウェブサイトに掲載されているリンクからしかアクセスできません。当補助事業ウェブサイトにて、アクセス前に確認していただく書面を掲載しています。当該書面に申請フォームアクセス用の ID 及びパスワード を掲載しています。

1 予約申請（任意）

- 補助対象世帯の利便性向上のため、条件を満たす住宅の新築やリノベーションの設計の段階（注文住宅など）や、建築確認申請の段階（建売住宅など）での予約申請を受け付け、本申請までの一定期間予算を確保します。
- 予約申請はあくまでも本申請まで予算額を確保することが目的であり、交付決定を担保するものではないことをご理解の上申請してください。予算確保されていても、本申請の審査で不交付決定や補助金額の一部が認められない可能性があります。
- 本申請の受付開始（7月）より前に住み替える案件については、必ず住替え前（住民登録前）に予約申請してください。

予算確保期間	共通
● 予約申請受付日（令和6年4月1日以降かつ開庁時間外及び閉庁日の場合はその翌開庁日）から6か月間 ※最長、令和6年11月30日まで ● 受付日から1ヶ月以内を目処に予約申請内容を審査し、問題がない場合は予算を確保した旨を通知します。 ● 予約申請内容が認められない場合はその旨を通知します。 ● 予算確保期間の間に本申請がない場合は、自動的に予算確保期間は終了します。本市から予算確保期間が切れた旨の通知はいたしません。 ● 予算確保期間が終了した場合も、予算上限に達していない場合は同一案件の予約申請及び本申請は受け付けます。その場合、改めて申請書類を提出する必要があります。	

予約申請 必要書類一覧 ◎ = 全ての申請者必須 注文 = 注文住宅タイプは必須、建売 = 建売タイプは必須、既存 = 既存住宅リノバタイプは必須 買取 = 買取再販タイプは必須、△ = 該当する場合は提出必要 再工 = 再エネ加算を申請する場合は必須			1/2
補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し	注文 既存	✓ 申請時点において取得後 3 か月以内に現況と変更がないもの ✓ 続柄（世帯主、妻、夫、子など）が記載されていること ✓ マイナンバーの記載が無いこと ✓ 世帯構成員が申請時に別々の所在の場合は、それぞれの住民票の写しが必要	☐
第 6 条第 3 項第 1 号に規定する書面の写し	注文 既存	次のいずれかの書類： ①補助要件ウに該当する契約の書面 ②対象住宅にするための設計に関する仮契約等 ✓ 発注者が住替え予定者、請負者が共同事業者 [※] であること ※②を提出する場合、補助要件ウに該当する契約をする事業者と設計に関する契約をする事業者が異なっても可	☐
第 6 条第 3 項第 1 号に規定する書面の写しに対象住宅の所在地が記載されていない場合、土地の所有者が分かる書類 ※注文住宅タイプで該当する場合は必要	△	<u>注文住宅タイプにおいて、第 6 条第 3 項第 1 号に規定する書面の写しに、対象住宅の所在地が記載されていない場合は、次のいずれかの書類：</u> ①住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は土地の登記事項証明書（登記情報提供サービスの写しでも可） ②住替え予定者による所有前の場合は、当該土地の売買契約書の写し など	☐
既存住宅の所有者が分かる書類	既存	次のいずれかの書類： ①住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は建物の登記事項証明書（登記情報提供サービスの写しでも可） ②住替え予定者による所有前の場合は、当該建物の売買契約書の写し など	☐
対象住宅の建築確認通知書（確認済証）の写し	建売		☐
リノベーション工事の契約書の写し	買取	✓ 全ての開口部を ZEH レベルに改修するための工事契約書や、自社施工の場合は使用する建材の発注書や納品書など	☐

予約申請 必要書類一覧

◎ = 全ての申請者必須

注文 = 注文住宅タイプは必須、建売 = 建売タイプは必須、既存 = 既存住宅リノベタイプは必須

買取 = 買取再販タイプは必須、△ = 該当する場合は提出必要

再工 = 再エネ加算を申請する場合は必須

2/2

市内の自己所有ではない物件からの住 替であることが分かる書類※ ※建売タイプ、買取再販タイプは不要 ※市外からの転入（申請時に市外に住民登録され ており、かつ第6条第3項第1号に規定する書面の 写しの契約時も市外に住民登録されている）の場合 は不要	△	次のいずれかの書類： ①市内の賃貸住宅からの移転：住宅の賃貸借契約 書の写し（原則、申請日時点において契約期間であ ることが分かるもの） ②市内の親族所有の住宅からの移転：居住している 住宅（建物）の登記事項証明書（登記情報提供 サービスの写しでも可）及び、親族関係のわかる書類 （戸籍謄本等）。未登記などの理由で登記事項証 明書等を提出できない場合は、固定資産に関する家 屋証明（評価証明や物件証明）でも可。いずれ も、住宅の全ての所有者と所在地が分かること。 ③社宅や寮からの移転：補助要件アの構成員と勤 務先が交わした社宅契約書や覚書など、住宅の所在 地と当該の世帯構成員が入居していることがわかる書 類	□
母子健康手帳等の出生予定であること がわかる書類の写し ※建売タイプ、買取再販タイプは不要	△	✓ 申請時点において補助要件アの子育て世帯等 に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合 は必要 ✓ 母子健康手帳の交付日、母子健康手帳番 号、保護者の氏名、分娩予定日がわかること	□
婚姻の届出をしていないが事実上婚姻 関係と同様の事情にある者、婚姻の予 約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の 取扱いに関する要綱」に基づき宣誓又 は申告を行った者及び行おうとする者で あることが分かる書類 ※建売タイプ、買取再販タイプは不要	△	次のいずれかの書類： ①続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されて いる住民票の写し ②結婚式場の契約書など婚姻予定であることが分 かる書類 ③横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し	□

建売タイプ、買取再販タイプの予約件数

共通

建売タイプ、買取再販タイプについては、1 住宅事業者につき、10件まで予約申請することができます。

2 本申請（必須）

- 本申請の内容を審査し、適当と認められた場合、交付決定通知書を共同事業者に送付します。
- 同時に交付決定のお知らせを補助対象世帯に送付します。
- 交付決定通知書の再発行はできません。大切に保管してください。

本申請 必要書類一覧		1/5
◎ = 全ての申請者必須、○ = 予約申請済みで、該当する場合は必須 注文 = 注文住宅タイプは必須、建売 = 建売タイプは必須、既存 = 既存住宅リノバタイプは必須 買取 = 買取再販タイプは必須、△ = 該当する場合は提出必要 再エ = 再エネ加算を申請する場合は必須		
補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し	○ 建売 買取	✓ 申請時点において取得後 3 か月以内に現況と変更がないもの ✓ 続柄（世帯主、妻、夫、子など）が記載されていること ✓ マイナンバーの記載が無いこと ✓ 世帯構成員が申請時に別々の所在の場合は、それぞれの住民票の写しが必要 ✓ 注文住宅タイプ及び既存住宅リノバタイプについては、予算確保期間であっても予約申請日以降に住民登録の異動があった場合は必要
横浜市省エネ住宅住替え補助金に係る共同事業実施規約（第 4 号様式）	◎	✓ 甲（住宅事業者等）又は乙（住替え予定者）いずれかの規約の写しを提出すること
母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し	○△	✓ 申請時点において補助要件アの子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は必要 ✓ 母子健康手帳の交付日、母子健康手帳番号、保護者の氏名、分娩予定日がわかること ✓ 注文住宅タイプ及び既存住宅リノバタイプについては、予算確保期間かつ予約申請時に提出しており、以降に変更が無い場合は省略可
婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者であることが分かる書類	○△	次のいずれかの書類（予算確保期間かつ予約申請時に提出しており、以降に変更が無い場合は省略可）： ① 続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ② 結婚式場の契約書等等婚姻予定であることが分かる書類 ③ 横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し

本申請 必要書類一覧

◎ = 全ての申請者必須、○ = 予約申請済みで、該当する場合は必須

注文 = 注文住宅タイプは必須、建売 = 建売タイプは必須、既存 = 既存住宅リノベタイプは必須

買取 = 買取再販タイプは必須、△ = 該当する場合は提出必要

再エ = 再エネ加算を申請する場合は必須

市内の自己所有ではない物件からの住 替えであることが分かる書類※ ※建売タイプ、買取再販タイプについては、該当する 場合のみ必須	○△	次のいずれかの書類（予約申請時に提出しており、 予算確保期間かつ以降に変更が無い場合は省略 可）： ①市内の賃貸住宅からの移転：住宅の賃貸借契約 書の写し（原則、申請日時点において契約期間であ ることが分かるもの） ②市内の親族所有の住宅からの移転：居住している 住宅（建物）の登記事項証明書（登記情報提供 サービスの写しでも可）及び、親族関係のわかる書類 （戸籍謄本等）。未登記などの理由で登記事項証 明書等を提出できない場合は、固定資産に関する家 屋証明（評価証明や物件証明）でも可。いずれ も、住宅の全ての所有者と所在地が分かること。 ③社宅や寮からの移転：補助要件アの構成員と勤 務先が交わした社宅契約書や覚書など、住宅の所在 地と当該の世帯構成員が入居していることがわかる書 類	□
国等の補助金の名称、住宅の所在地 及び補助金の額がわかる書類	△	当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体 を財源とした補助金が交付される場合は、次のいづれ かの書類。いずれも、<u>補助金の名称、住宅の所在 地、補助金額が分かること</u>： ①交付決定通知書など、補助元が発行した書類 ②補助金の申請書（オンライン申請の場合、当該申 請画面のスクリーンショットや画面をPDF化したもの） ③住替え予定者と共同事業者間で、当該補助金を 申請する旨の同意書 など	□

本申請 必要書類一覧

3/5

◎ = 全ての申請者必須、○ = 予約申請済みで、該当する場合は必須

注文 = 注文住宅タイプは必須、建売 = 建売タイプは必須、既存 = 既存住宅リノベタイプは必須

買取 = 買取再販タイプは必須、△ = 該当する場合は提出必要

再エ = 再エネ加算を申請する場合は必須

第3条第2項第1号※に規定する契約に係る書面の写し ※補助要件ウに該当する契約の書面	◎	✓ <u>リノベ型においては、当該書面又は付属する仕様書等において、リノベーション工事に使用する建材が施工されることが分かること</u> ✓ 令和5年4月1日以降に締結され、令和7年2月28日までを引渡し期限としていること ✓ 発注者が住替え予定者、請負者が共同事業者であること ✓ 別表2に規定する再エネ設備の設置に係る契約が別契約の場合は、当該契約に係る書面も追加で提出すること	☐
第3条第2項第1号に規定する書面の写しに対象住宅の所在地が記載されていない場合、土地の所有者が分かる書類 ※新築型（注文住宅タイプと建売タイプ）で該当する場合は必要	△	<u>新築型において、第3条第2項第1号に規定する契約に係る書面の写しに、対象住宅の所在地が記載されていない場合は、次のいずれかの書類：</u> ①住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は土地の登記事項証明書（登記情報提供サービスの写しでも可） ②住替え予定者による所有前の場合は、当該土地の売買契約書の写し など	☐
既存住宅の所有者が分かる書類	既存	次のいずれかの書類： ①住替え予定者による所有権移転登記がされている場合は建物の登記事項証明書（登記情報提供サービスの写しでも可） ②住替え予定者による所有前の場合は、当該建物の売買契約書の写し など	☐
断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類	注文 建売	次のいずれかの書類： ①設計住宅性能評価書 ②建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書	☐
要領第1号様式	既存 買取	「リノベーション工事に使用する建材が要綱別表1の2(2)の要件を満たすことがわかる資料」及び「リノベーション工事を行う箇所の現況写真等」として、 <u>要領第1号様式の必要事項を記載の上、提出すること</u>	☐

本申請 必要書類一覧

◎ = 全ての申請者必須、○ = 予約申請済みで、該当する場合は必須

注文 = 注文住宅タイプは必須、建売 = 建売タイプは必須、既存 = 既存住宅リノベタイプは必須

買取 = 買取再販タイプは必須、△ = 該当する場合は提出必要、

再工 = 再エネ加算を申請する場合は必須

対象住宅の関係図面	既存 買取	✓ 対象住宅の図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）に、要領第 1 号様式に記載した写真番号を表示すること	☐
耐震性能を確保した建築物であることを確認することができる書類	既存 買取	次のいずれかの書類： ①既に耐震性能が確保されている場合：耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など ②実績報告までに耐震性能を確保する場合：工事の見積書など	☐
要領第 2 号様式	再工	✓ 必要事項を記載の上提出すること	☐
建築物省エネルギー性能表示制度 (BELS) 評価書 ※新築型（注文住宅タイプと建売タイプ）で再エネ加算を申請する場合は必要	再工 注文 建売	✓ 『ZEH』の評価・認証を受けていることが表示されていること	☐
発電量が分かる書類及び製品カタログ等及び J E T 等の認証書 ※リノベ型（既存住宅リノベタイプと買取再販タイプ）で再エネ加算を申請する場合は必要	再工 既存 買取	以下の <u>全ての</u> 書類： ① 3 kW 以上の発電能力を有することが分かる書類 ②製品カタログ等 ③ J E T 等の認証書	☐
蓄電池を設置する場合は、一般社団法人環境共創イニシアチブの製品登録掲載ページの写し	再工	✓ 一般社団法人環境共創イニシアチブのウェブサイト (https://sii.or.jp/) に掲載されている、令和 4 年度以降の蓄電システム登録済製品一覧を使用し、当該製品の情報掲載部分の写しを提出すること ✓ メーカー名・製品名・製品型番が確認できること	☐
昼間沸上げ形 自然冷媒 CO2 ヒートポンプ給湯器（おひさまエコキュート）を設置する場合は、製品カタログ等	再工	✓ 当該製品の製品カタログ等の写しを提出すること ✓ メーカー名・製品名・製品型番が確認できること	☐
第 3 条第 2 項第 1 号に規定する契約に係る書面の写し【再掲】	再工	✓ 第 3 条第 2 項第 1 号に規定する契約に係る書面の写しにおいて、 <u>太陽光発電設備及び蓄電池等を設置することが分かること。当該書面に未記載の場合は、掲載されている見積書や仕様書を必ず追加すること</u> ✓ 別表 2 に規定する再エネ設備の設置に係る契約が別契約の場合は、当該契約に係る書面も追加で提出すること	☐

要領第 1 号様式について

リノベ型

「リノベーション工事に使用する建材が要綱別表 1 の 2 (2) の要件※を満たすことがわかる資料」及び「リノベーション工事を行う箇所の現況写真等」の提出様式として、要領第 1 号様式は規定されています。

作成に当たっては、以下の写真・情報を記載する必要があるため、事前にご用意ください。

※リノベ型の要件のこと

リノベーション工事に使用する建材が要綱別表 1 の 2 (2) の要件を満たすことがわかる情報	次の<u>全ての</u>情報： ①製品名：原則、「子育てエコホーム支援事業」又は「先進的窓リノベ事業」の対象製品の一覧に掲載されているとおりの内容を記載すること ②製品型番：同上 ③窓枠の種類：原則、「樹脂・木」、「金属とその他材料の複合」、「金属製」のいずれかを記載すること ④窓サイズ：縦横記載すること（例 H○○mm× W○○mm） ⑤性能区分コード：「子育てエコホーム支援事業」又は「先進的窓リノベ事業」の対象製品の一覧に掲載されている性能区分を記載すること。
リノベーション工事を行う箇所の現況写真	✓ 開口部一か所につき 1 枚の写真とすること ✓ 原則、カラー写真であること ✓ 工事着手前に撮影されたものであり、外観写真ではなく建物の中から撮影したものであること ✓ 各開口部が鮮明に確認できること

要領第 2 号様式について

共通

要綱別表 2 に規定する設備（太陽光発電設備及び蓄電池等）を設置することが分かる書類の一部として、要領第 2 号様式は規定されています。

作成に当たっては、以下の情報を記載する必要があるため、事前にご用意ください。

蓄電池又は昼間沸上げ形自然冷媒CO2ヒートポンプ給湯器（おひさまエコキュート）	次の<u>全ての</u>情報： ①製品名 ②製品型番 ※蓄電池の場合、一般社団法人環境共創イニシアチブの製品登録掲載ページに記載された「パッケージ型番」を記載してください。
---	--

本申請 必要書類一覧

◎ = 全ての申請者必須、○ = 予約申請済みで、該当する場合は必須

注文 = 注文住宅タイプは必須、建売 = 建売タイプは必須、既存 = 既存住宅リノバタイプは必須

買取 = 買取再販タイプは必須、△ = 該当する場合は提出必要、

再工 = 再工ネ加算を申請する場合は必須

5/5

(注文・建売の場合) 土砂災害警戒特別区域でないことがわかる書類 (わいわい防災マップ、土砂災害警戒情報システム地図の写し)

✓ 対象住宅の所在地の位置を示した横浜市行政地図情報 (わいわいマップ(土砂災害))、神奈川県土砂災害警戒情報システム (土砂災害警戒区域等) の印刷図面



3 実績報告（必須）

- 交付決定通知書に記載の報告期限までに必要書類をそろえたうえで実績報告を行ってください。
- 実績報告の内容を審査し、適当と認められた場合、額確定通知書を共同事業者に送付します。
- 同時に額確定のお知らせを補助対象世帯に送付します。
- 額確定通知書の再発行はできません。大切に保管してください。

実績報告 必要書類一覧			1/3
◎ = 全ての申請者必須 注文 = 注文住宅タイプは必須、建売 = 建売タイプは必須、既存 = 既存住宅リノバタイプは必須 買取 = 買取再販タイプは必須、△ = 該当する場合は提出必要 再エ = 再エネ加算は必須			
補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し	◎	✓ 続柄（世帯主、妻、夫、子など）が記載されていること ✓ マイナンバーの記載が無いこと ✓ 令和7年2月28日までに転入・転居をしていること	☐
母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し	△	✓ 実績報告時点において補助要件アの子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は必要。 <u>本申請時に提出しており、交付決定日以降に変更が無い場合は省略可</u> ✓ 母子健康手帳の交付日、母子健康手帳番号、保護者の氏名、分娩予定日がわかること	☐
婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者であることが分かる書類	△	次のいずれかの書類（本申請時に提出している場合も必要）： ①続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ②横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し	☐
対象住宅の所有者が分かる書類	◎	次のいずれかの書類： ①対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）※1（登記情報提供サービスの写しでも可） ②建物の所有権登記申請書の写し 及び 申請が受付されたことが分かる書類※2、3 ※1 建物の所有権保存又は移転登記が完了している状況のもの。 表題登記は不可 ※2 受領証、オンライン申請の場合は申請用ソフトに掲示される受付状況が分かる箇所の写し ※3 後日、登記事項全部証明書の提出が必要	☐

実績報告 必要書類一覧		2/3
◎ = 全ての申請者必須 注文 = 注文住宅タイプは必須、建売 = 建売タイプは必須、既存 = 既存住宅リノバタイプは必須 買取 = 買取再販タイプは必須、△ = 該当する場合は提出必要 再工 = 再工ネ加算は必須		
対象住宅の、工事契約又は売買契約に係る費用を、住替え予定者が支払ったことがわかる書類	◎	書類の例： ①領収書の写し ②口座振替依頼書や、入金された通帳・明細など、契約代金の振り込みの際の書類の写し ③提携ローンで、住替え予定者ではなく金融機関からの入金の場合は、当該住替え予定者の分が支払われたことが分かる書類（入金の明細の写しなど） ✓ いずれも、最終支払いに係る書類で可（ただし、最終支払い額が補助金交付決定額を下回る場合は、全ての支払いに係る書類を提出すること）
断熱等性能等級 6 又は 7 の省エネ性能を有していることがわかる書類	注文 建売	次のいずれかの書類： ①建設住宅性能評価書 ②建設住宅性能評価書を提出できない場合は、要領第 3 号様式^{※1} ※1 要領第 3 号様式の必要事項を記載の上、提出すること

要領第 3 号様式について	新築型
断熱等性能等級 6 又は 7 の省エネ性能を有していることがわかる書類として、要領第 3 号様式は規定されています。	
作成に当たっては、以下の写真・情報を記載する必要があるため、事前にご用意ください。	
断熱施工が実施されたことがわかる写真	✓ 「壁」「床又は基礎」「屋根又は天井」のいずれも <u>2 箇所以上</u>を提出すること ✓ 断熱材の充填が完了したことが、確認できるものであること ✓ 原則、一か所につき 1 枚の写真とすること ✓ 原則、カラー写真であること
全ての開口部（窓及びドア）の写真	✓ 全ての工事が完了した状態で撮影されたものであること ✓ 外観写真ではなく建物の中から撮影したものであること ✓ 各開口部が鮮明に確認できること
撮影位置の写真番号を図示した平面図・配置図等	✓ 上記の各写真の撮影位置について、写真番号を平面図・配置図等に示していること

実績報告 必要書類一覧			3/3
◎ = 全ての申請者必須 注文 = 注文住宅タイプは必須、建売 = 建売タイプは必須、既存 = 既存住宅リノベタイプは必須 買取 = 買取再販タイプは必須、△ = 該当する場合は提出必要 再工 = 再エネ加算は必須			
要領第 4 号様式	既存 買取	✓ 必要事項を記載の上提出すること	☐
耐震性能が確保されていることが確認できる書類 ※ 交付決定時に耐震性能が確保されていなかった建築物だった場合は必要	△	✓ 耐震基準適合証明書、検査済証、台帳記載証明など	☐
太陽光発電設備を設置したことが分かる書類	再工	次のいずれかの書類： ①新築型の場合：設置図面及び設置写真 ②リノベ型の場合：設置写真	☐
蓄電池又は昼間沸上げ形 自然冷媒 CO2 ヒートポンプ給湯器（おひさまエコキュート）を設置したことが分かる書類	再工	次の全ての写真： ①設置した機器の写真 ✓ カラー写真である ✓ 設置した機器の全景が分かる ②設置した機器の銘板の写真 ✓ 製造者名（メーカー名）が確認できる ✓ 製品型番が確認できる ✓ 製造番号（シリアル）が確認できる	☐
国等の補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類	△	✓ 実績報告時は、交付決定通知、実績報告書、額確定通知などの、 <u>補助元が発行した書類</u> を提出すること ✓ <u>補助金の名称、住宅の所在地、補助金額が分かること</u>	☐

要領第 4 号様式について

リノベ型

リノベーション工事を実施したことがわかる書類として、要領第 4 号様式は規定されています。
 作成に当たっては、以下の写真を記載する必要があるため、事前にご用意ください。

リノベーション工事をを行った箇所の現況写真	✓ 全ての工事が完了した状態で撮影されたものであること ✓ 写真番号は、要領第 1 号様式と同じ番号を附番すること ✓ 外観写真ではなく建物の中から撮影したものであること ✓ 各開口部が鮮明に確認できること
-----------------------	--

4 補助金請求（必須）

- 額確定通知書が届き次第、横浜市電子申請・届出システムから請求してください。
※URL は額確定通知の際にお知らせします。
- 請求の受付日（横浜市閉庁時間の場合はその翌開庁日）から起算して 30 日以内を目処に、請求時に指定された共同事業者の口座宛に額確定した補助金額を交付します。※振り込み時に、額確定通知の番号を記帳します。（額確定通知の番号が「1234」の場合：ヨコハマシ 1234）
- 共同事業者から補助対象世帯への補助金の還元は、共同実施規約締結時に双方で合意した方法で行なってください。※次のいずれかの方法 ①契約に係る乙（補助対象世帯）の甲（住宅事業者等）に対する債務（最終支払いに限る。）に充当する方法、又は②現金で支払う方法
- 振り込みが完了したことを、横浜市から共同事業者へは通知しません。



⑤ 予算確保内容を変更したい時

- 「予約申請額の増額又は減額を伴う変更」、及び「予約承認額の確保の取消し」をする場合は、予約申請の変更が必要です。
- 上記以外に、予算確保内容に変更が生じる場合は、申請窓口（横浜市住宅供給公社）に問い合わせの上、指示を仰いでください。

変更申請に必要な書類一覧	共通
予約申請額の増額又は減額を伴う変更	変更内容が分かる補助要件ウに該当する契約書 等
予約承認額の確保の取消し	書類提出必要なし

⑥ 交付決定内容を変更したい時

- 既に交付決定を受けており、次に該当する場合は交付決定内容の変更申請が必要です。
 - ✓ 補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
 - ✓ 補助対象世帯の構成員の変更。ただし本申請時に出生予定の子がいる場合として、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写しで申し出ていた当該子の出生による補助対象世帯の変更は除く
 - ✓ 交付決定以降に、他の国等の補助金が交付される、又は交付予定であることが判明した場合
- 令和7年2月28日までに住替えが出来ない、又は出来ない可能性がある場合、令和6年11月15日までに変更申請が必要です。
- 上記以外に、交付決定内容に変更が生じる場合は、横浜市建築局住宅政策課に問い合わせの上、指示を仰いでください。
- 変更申請の内容を審査し、適当と認められた場合、変更決定通知を共同事業者に送付します。
- 同時に変更決定のお知らせを補助対象世帯に送付します。
- 変更内容によっては、交付決定内容の一部又は全部の取消しとなる可能性があります。

変更申請に必要な書類一覧	共通
補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更	変更内容が分かる補助要件ウに該当する契約書 等
補助対象世帯の構成員の変更	変更内容が分かる住民票の写し
交付決定以降に、他の国等の補助金が交付される、又は交付予定であることが判明した場合	該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類

⑦ 交付決定を受けた内容を取り下げたい時

- 既に交付決定を受けている案件について、取下げようとする場合は取下届の提出が必要です。
- 取下げを希望する場合は、横浜市建築局住宅政策課に問い合わせの上、指示を仰いでください。

5 住宅事業者等及び補助対象世帯へのアンケート・ヒアリング等について

当補助制度では、要綱第 19 条（効果分析等調査への協力）の規定に基づき、随時、申請又は交付決定された案件の住宅事業者等及び補助対象世帯にアンケート・ヒアリング等の調査にご協力いただきます。調査に協力いただけない場合、申請の却下、交付決定内容の取消しをおこないますのでご承知おきください。

交付決定の取消し及び補助金の返還	共通
要綱第 17 条（抜粋）	市長は、共同事業者又は補助対象世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。 (3) 第 15 条の規定による補助金交付を受けた日から起算して、10 年を経過する日までに補助対象世帯の構成員が転居したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。 (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。 (5) 第 5 条第 4 項の規定に該当することが判明したとき。 (6) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。 略 4 市長は、第 2 項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金を交付しているときは、共同事業者に補助金の額の全部又は一部の返還を求めることができる。 5 共同事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、市長の定める期限内に補助金を返還しなければならない。

調査及び指示	共通
要綱第 18 条（抜粋）	共同事業者及び補助対象世帯は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。 2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、共同事業者に対し必要な措置を指示することができる。

効果分析等調査への協力	共通
要綱第 19 条（抜粋）	共同事業者及び補助対象世帯は、市長の求める効果分析等調査について協力しなければならない。 略

6 その他の支援

(1) フラット35【地域連携型】について

- 横浜市と住宅金融支援機構が連携することにより、省エネ住宅住替え補助を利用し、あわせて【フラット35】で借入れする場合、所定の要件を満たすことで、補助金の交付とあわせて借入金利の引き下げを受けることができます。
- 金利引き下げの内容の詳細など、フラット35及びフラット35【地域連携型】の制度については、住宅金融支援機構のウェブサイト（<https://www.flat35.com/loan/flat35kosodate/index.html>）をご覧ください。
- 横浜市への【フラット35】地域連携型の申請は、当補助制度を利用することが前提条件です。当補助制度の交付決定がされない場合、フラット35【地域連携型】の金利引き下げは利用できません。

受付開始日	令和6年7月1日（原則、本申請と同時に利用申請書を提出すること。）
申請方法	利用をご希望される補助対象世帯の方は、横浜市建築局住宅政策課にご相談ください。

(2) 固定資産税・都市計画税の減額措置について

- 省エネ住宅の新築や、改修工事をした住宅について、固定資産税・都市計画税の減額措置が適用される場合があります。
- 詳しくは横浜市財政局固定資産税課のウェブサイトをご覧ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/y-shizei/koteishisan-toshikeikakuzei/koteishisan-toshikeikakuzei-shosai/kaoku-genmen/>
- 適用に当たっては、減額の要件等を満たす必要があります。

(3) その他の補助・助成制度

- 以下記載の補助・助成制度と、当補助制度の併用は可能です。記載外の制度との併用可否については、申請窓口（横浜市住宅供給公社）にご相談ください。

横浜市の支援制度

横浜市木造住宅耐震改修促進事業	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/bosai/taishin/hojokinshienseido/mokutai/mokukaishu/mokukaishu.html
建築物不燃化推進事業補助	https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/bosai/hojoshinsei/hojo.html

国等の支援制度

- その他、横浜市で活用できる省エネ住宅関連制度（令和6年度）について、詳細は以下よりご覧ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/jutaku/sien/shoene/event/kanren_seido.html

7 更新履歴

令和 6 年 3 月 27 日	当手引き（Ver.1）を公開
令和 6 年 3 月 29 日	予約申請 必要書類一覧（P24）に軽微な修正 その他の支援に追記（P37）
令和 6 年 7 月 10 日	よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度について（p13）の情報を更新 予約申請 予算確保について修正（p22）、フロー（p18-21）を一部修正 予約申請・本申請必要書類の説明一部追加（p24,26） 国等の支援制度(p38)について、更新
令和 6 年 9 月 19 日	本申請 必要書類一覧（p30）及び実績報告 必要書類一覧（p32）に一部追加

以上